2015年11月19日

# 公益財団法人 日本サッカー協会 2015 年度 第 10 回理事会

# 協議事項

#### 1. 臨時評議員会開催の件

以下の通り、臨時評議員会を開催したい。

1. 開催日時: 12月23日(水・祝) 13:30~※

2. 会 場:日本サッカー協会 4F 会議室

3. 議 題:(1)協議事項

①会長予定者選出管理委員会 設置の件

(2) 報告事項

①2016 年度 事業計画の件

②2016 年度 予算の件

③役員の選任及び会長の選定に関する件

※13:00から事前説明会を実施する予定

#### 2. 役員の選任及び会長の選定に関する件

#### 【協議事項】

(1)会長予定者選出管理委員会(以下「選出管理委員会」という)準備室の設置について 選出管理委員会は、12月23日(水・祝)に開催される臨時評議員会による承認で設置される (「役員の選任及び会長等の選定に関する規程」第6条第2項)。

他方で、会長意向表明者は、12月1日(火)から「会長予定者の選出に関するガイドライン」 に基づき意向表明活動を行うことができる。

意向表明活動において許される活動及び宣伝ツールによって提供される情報は、ガイドライン 5.3 に定める活動書類に記載された範囲に限られる。

12月1日(火)から23日(水・祝)までの間、活動書類の提出先など、選出管理委員会ができるまでの事務手続きに対応する機関として、「選出管理委員会準備室」を設置したい。従って、会長意向表明者は、意向表明時には「選出管理委員会準備室」に活動書類を提出するものとする。

なお、メンバーは以下の通りとしたい。

・ 室長:小倉純二名誉会長

・ メンバー:大仁邦彌会長、村井満副会長、三好豊理事

(2)事務局設置について

選出管理委員会及び上記(1)の選出管理委員会準備室の事務局を、以下の通り設置したい。

①設置期間:11月20日(金)から2016年3月31日(木)まで

②メンバー:福井一也特任理事兼事務局長、鈴木徳昭事務局次長、

加賀山公管理部長、丸山高人コミュニケーション部長、

中村幸嗣管理部部長代理、永井雅史管理部員、派遣職員1名(計7名)

③場所:10F 西ウイング内

④直通電話番号:03(3830)1829、直通 FAX 番号:03(3818)1610

電子メールアドレス: jfa\_election@jfa.or.jp

(3) 活動書類について

会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者が、ガイドライン 5.3 に定める活動書類を 作成する場合は別紙の書式により作成し、提出するものとする。また、活動書類の内容を 変更する場合は、その都度、事前に提出しなければならない。

### (協議) 資料No.1①

#### 【報告事項】

# (協議) 資料No.1②

- (1)「役員の選任及び会長等の選定に関する規程」及び「会長予定者の選出に関するガイドライン」 に関する注意事項について
- (2)会長候補者の条件について
- (3) 会長予定者の選出までの流れ

#### 3. J リーグ・アンダー22 選抜チーム 2016 シーズン J3 参加の件

優秀な高卒選手が J リーグ加入後に公式戦への十分な出場機会を得られていないことから、週半ばまで所属先で活動、週末に公式試合の経験を積むことができるよう、JFA と J リーグが J リーグ・アンダー22 選抜チームを編成し、2014 シーズンより J3 リーグに参加している。

公式戦である J3 を経験した選手が、その後、所属先において出場機会を増やし、またリオ五輪を目指す U-22 日本代表、U-19 日本代表の強化につなげる等、一定の成果をあげてきた。

一方、他チームが昇格をかけて戦う中での大量得点差での敗戦や、先ずは所属先での試合を優先、 メンバー入りしない選手の招集を調整しているが、試合前日までメンバーを確定できないといっ たことも多くある。また、クラブ関係者より「試合出場機会の確保と位置づけ派遣するが、選手 のモチベーションを維持することが難しい」といった声も挙がっている。

このような状況の中、U-23 選手のウインドー外登録を容認する「育成型期限付移籍」の導入に続き、「セカンドチームの下部リーグ(J3)参加」、J1 クラブを中心とした「育成マッチデー」の 2016 シーズンからのスタートが具体化、若手選手の所属先クラブでの公式戦への出場機会を得る 環境が変化することとなる。

ついては、上記理由から JFA と J リーグにて編成してきた J リーグ・アンダー22 選抜チームでの J3 参加を 2016 シーズンより取りやめ、所属クラブでの M-T-M による活動、JFA ではリオ五輪を 目指す U-23 日本代表、更には 2020 年東京オリンピックの出場資格をうる U-19 日本代表チーム の活動機会を確保、選手の強化に努めることとしたい。

#### 4. 平成27年9月関東・東北豪雨被害に対する支援の件

本年9月に発生した台風18号等により、関東地方北部から東北地方南部を中心として大規模な被害がもたらされた。特に甚大な被害を受けた茨城県に対し、200万円を寄付したい。

今回、激甚災害に指定されたのは茨城県、宮城県、栃木県、福島県の4県であり、特に茨城県の被害は、死者3名、負傷者54名、家屋の全壊50件、半壊4,013件、床上浸水4,841件と他3県に比べ甚大なる被害を受けており、義捐金を送るに相当するものと考えられる。

他方、茨城県 FA よりスポーツ施設が多く被害を受けているとの報告があり、義捐金が可能 であるならば県と話して施設修復に使用できるように調整したいとの相談があった。 茨城県 FA 担当者により副知事ヘヒアリングしたところ、以下の通り、寄付金での支援の要望があった。

#### (原文まま)

「義捐金をいただく場合には、県として他の義捐金とまとめて、被災受託の復興や様々な支援にあて、贈呈者側からの用途指定はできないそうです。もし、サッカー関連へとの指定の場合には、寄付金としてお願いしたいとのことです。その場合には、日本協会の意向通り、地域のサッカー施設の復旧の使える見込みだとのことです。現在被災市の役所機能が麻痺しておりかなり混乱を極めているみたいです。県としてもスポーツ施設が廃材置き場になっていることを相当懸念しております。是非ご助力をいただきたいとのことでした。」

※本件の場合、茨城県には災害に係る義捐金・寄付金の区分があり、使途が特定される寄付金で支援ができるもので保健体育課が担当となり受けることが教育庁により了解されている。寄付金を受けてからの流れは、教育庁→保健体育課→サッカー関連被災地支援となる。また、義捐金も寄付金も県が窓口となって受ける場合は、寄付者である法人は全額損金算入できる。

なお、寄付金の使途については、県 FA と県教育庁で協議し、公平性を持って県内サッカー施設の復旧に充てる。またその結果を JFA に報告するものとする。

以上、茨城県との確認でこの寄付金の仕組みを活用することで、義捐金ではなく寄付金でスポーツ施設修復を支援したい。

<参考:最近の事例>

- (1) 2011 年 2 月 ニュージーランド地震
  - ①JFA から義援金 2,000,000 円
- (2)2011年3月 東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)
  - ①チャリティーマッチ等収益金 160, 955, 364 円
  - ②義援金口への寄附 57, 256, 088 円
  - ③計 218, 211, 452 円を日本赤十字社に寄附
- (3) 2011 年 7 月~ タイ洪水被害
  - ①タイサッカー協会に義援金として 2,000,000 円
- (4)2011 年 8 月~ カンボジア洪水被害
  - ①カンボジアサッカー協会に義援金として 1,000,000 円
- (5) 2011 年 10 月 トルコ東部地震
  - ①トルコサッカー協会に義援金として 2,000,000 円
- (6) 2013 年 11 月 フィリピン台風 30 号被害
  - ①フィリピンサッカー協会に義援金として US\$20,000
- (7) 2014 年 7 月・8 月 全国各地で発生した豪雨被害 (大雨災害)
  - ①義援金として、広島市に 200 万円を寄付
  - ②9月に行なわれる本会主催の国際試合会場で、募金活動を実施
    - a) キリンチャレンジカップ 2014 9/5 (北海道札幌市/札幌ドーム) 集まった募金は、北海道礼文郡礼文町に寄付 64,222 円
    - b) キリンチャレンジカップ 2014 9/9 (神奈川県横浜市/横浜国際総合競技場)

集まった募金は、広島市に寄付 116,219円

- c) なでしこジャパン WORLD MATCH 9/13 (山形県山形市/ND ソフトスタジアム山形) 集まった募金は、山形県南陽市に寄付 224,867円
- (8) 2015 年 4 月 ネパール大地震
  - ①ネパールサッカー協会に義援金として US\$20,000 を寄付

# 5. JFA サッカー施設整備助成金の交付決定の件

### (協議) 資料No.2

「JFA サッカー施設整備助成金 交付要項」に基づき、申請のあった以下の案件について交付決定したい。

#### [申請概要]

(1)申請者:佐伯市(大分県)

(2) 申請日: 2015年10月

(3)申請区分:[助成区分2]地区サッカー施設整備助成事業

(4) 助成対象事業:人工芝グラウンド整備(新設)

(5) 助成金申請額:30,000 千円

(6) 工期: 2015年12月~2016年3月(予定)

※助成金の支払は2016年3月末を予定し、2016年度予算に計上する。

※その他、詳細は別添資料のとおり。

# 6. 職務権限規程制定の件

# (協議) 資料No.3

JFA リフォームに伴い、職務権限規程を別紙資料の通り制定したい。